

砂利等の採取に関する規制計画及び特定採取計画

第 20 次

(令和7年度～令和11年度)

令和7年4月

国土交通省 関東地方整備局

1. 規制の方針

砂利等の採取に関する規制計画及び特定採取計画（以下「砂利採取規制計画」という。）については、第20次砂利採取規制計画を以下の方針に基づき定めるものとする。

なお、この規制計画は、昭和49年7月22日付建設省河治発第61号及び第62号の通達に基づき以下の内容を考慮し作成する。

- 1 本規制計画の対象期間は、令和7年度～令和11年度とする。
- 2 本規制計画の対象区域は、基本的に直轄管理区間を対象とする。
- 3 本規制計画の対象となる区域の考え方
 - 1) 採取区域設定の考え方
 - ・ 河川整備基本方針、河川整備計画、直轄河川管理基図、河川維持管理計画等との整合を図ることとする。
 - ・ 現況河道特性に配慮し、河岸の植生等の環境保全を考慮することとする。
 - ・ 管理中のダムの貯水池においては、堆砂の開発を促進するため基本的に禁止区域は設けないこととする。
 - ・ 建設中のダムの場合、ダム建設工事と錯綜しないこととする。
 - ・ 堆積土砂の掘削に関するコスト縮減と撤去土砂の有効活用のため、民間事業者による砂利採取を促進する。
 - 2) 禁止区域設定の考え方
 - ・ 河床低下が生じ、河川管理施設等に支障を及ぼす恐れがあるとき。
 - ・ 自然環境、生態系保全の立場から保全が必要であると判断される時。
 - ・ ダム下流については、土砂の供給がなく河床低下の発生、進捗が予想されることから全面禁止とする。
 - ・ その他、河川の特性等により禁止することが妥当と判断される時。
- 4 特定採取制度の適用を行う場合
 - ・ 砂利等の需給状況がひっ迫している地域における河川であること。
 - ・ 河川管理上の支障を排除する対策工事等を砂利採取業者が実施することにより、河川管理上支障のない範囲の砂利等について採取可能とすること。
 - ・ 河川整備基本方針、河川整備計画、直轄河川管理基図、河川維持管理計画等との整合を図ること。
- 5 用途規制
 - 用途規制は行わないこととする。

霞ヶ浦

1. 対象区間

河川名	起点（杵杭）	終点（杵杭）	延長（km）	備考
常陸利根川 （常陸川）	0.0km（利根川合流点） 0.0km（利根川合流点）	12.5km（外波逆浦河川境界） 12.5km（外波逆浦河川境界）	12.6	（右岸） （左岸）
（北利根川）	0.0km（外波逆浦合流点） 0.00km（外波逆浦合流点）	9.2km（西浦・北利根川河川境界） 9.2km（西浦・北利根川河川境界）	9.1	（右岸） （左岸）
（外波逆浦）	0.0km（常陸川・河川境界） 0.0km（常陸川・河川境界）	5.1km（北利根川合流点） 6.5km（北利根川合流点）	5.6	（右岸） （左岸）
横利根川	0.2km（河川管理境界） 0.2km（河川管理境界）	6.2km（北利根川分岐点） 6.2km（北利根川分岐点）	6.0	（右岸） （左岸）
霞ヶ浦 （西浦）	0.0km（北利根川・河川境界） 0.0km（桜川・西浦管理境界） 0.0km（北利根川・河川境界）	48.5km（桜川・西浦管理境界） 37.5km（恋瀬川・西浦管理境界） 34.5km（山王川・西浦管理境界）	40.2	（右岸） （中岸） （左岸）
鰐川	0.0km（外波逆浦合流点） 0.0km（外波逆浦合流点）	5.1km（鰐川・北浦河川境界） 5.2km（鰐川・北浦河川境界）	5.5	（右岸） （左岸）
霞ヶ浦 （北浦）	0.0km（鰐川・北浦河川境界） 0.0km（鰐川・北浦河川境界）	36.1km（北浦・巴川管理境界） 27.6km（北浦・巴川管理境界）	31.7	（右岸） （左岸）

※各延長は左右岸等の区間平均

2. 規制の方針

- ・霞ヶ浦（西浦）及び外浪逆浦は、波浪対策や植生帯、河川管理施設の保安距離を考慮しつつ、水質悪化の要因となっている湖沼の深掘範囲が拡大することを防止するため、規定高よりも上位で採取可能とする。
- ・北浦は、深掘箇所割合が高く水質悪化を防止するため採取禁止とする。
- ・常陸利根川他河川は、土砂堆積がないことや河川管理施設の保安距離を考慮すると掘削するところがないため禁止区域とする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

- ・別添平面図及び横断面図のとおり

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

河川名	起点 (秆杭)	終点 (秆杭)	延長 (km)	備考
常陸利根川 (常陸川)	0.0km (利根川合流点)	12.5km (外波逆浦河川境界)	12.6	(右岸)
	0.0km (利根川合流点)	12.5km (外波逆浦河川境界)		(左岸)
(北利根川)	0.0km (外波逆浦合流点)	9.2km (西浦・北利根川河川境界)	9.1	(右岸)
	0.0km (外波逆浦合流点)	9.2km (西浦・北利根川河川境界)		(左岸)
横利根川	0.2km (河川管理境界)	6.2km (北利根川分岐点)	6.0	(右岸)
	0.2km (河川管理境界)	6.2km (北利根川分岐点)		(左岸)
鰐川	0.0km (外波逆浦合流点)	5.1km (鰐川・北浦河川境界)	5.5	(右岸)
	0.0km (外波逆浦合流点)	5.2km (鰐川・北浦河川境界)		(左岸)
霞ヶ浦 (北浦)	0.0km (鰐川・北浦河川境界)	36.1km (北浦・巴川管理境界)	31.7	(右岸)
	0.0km (鰐川・北浦河川境界)	27.6km (北浦・巴川管理境界)		(左岸)

※各延長は左右岸等の平均

(2) 保安区域

- ・湖沼における湖岸堤防、波浪対策、流入河川浄化施設、植生帯等の保護のため、河岸(護岸)より湖心へ250m以上を確保するものとする。(3 掘削基準断面を参照)
- ・茨城県において指定されている水産資源保護区域の周辺150m。
- ・湖内に設置されている橋梁及び観測所周辺150m。

5. 掘削可能量及び採取可能量

河川名	起点 (秆杭)	終点 (秆杭)	延長 (km)	掘削可能量	採取可能量	適用
常陸利根川 (外浪逆浦)	0.0km (常陸川河川境界)	5.1km (北利根川合流点)	5.6	7,542	3,102	
	0.0km (同上)	6.5km (同上)				
霞ヶ浦 (西浦)	0.0km (北利根川河川境界)	48.5km (桜川管理境界)	40.2	118,652	8,312	
	0.0km (桜川管理境界)	37.5km (恋瀬川管理境界)				
	0.0km (北利根川河川境界)	34.5km (山王川管理境界)				
合計				126,194	11,414	

注) 掘削及び採取可能量の単位は、千m³とする。
採取可能箇所は別添図に表示。

6. 年次計画

河川名	区 間		年 次 計 画 (千m3)						適用
	起 点	終 点	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	計	
常陸利根川 (外浪逆浦)	0.0k	左 6.5k 右 5.1k	20	20	20	20	20	100	
霞ヶ浦 (西浦)	0.0k	左34.5k 中37.5k 右48.5k	130	130	130	130	130	650	
合計			150	150	150	150	150	750	

掘削基準河床高及び掘削基準断面



